



第132号

2025年9月1日

◆ 発行 ◆

一般社団法人名古屋労災職業病センター

名古屋市昭和区山手通 5-33-1 杉浦医院 4 階

TEL&FAX : 052-837-7420

e-mail : narita@nagoya-rosai.or.jp

<https://nagoya-rosai.or.jp/>



西山誠子さん（80歳）は、65歳の時から本格的に名古屋出入国在留管理局に収容されている被収容者の面会活動を始めました。74歳の時、大腸に稀少がんの粘膜性悪性メラノーマが見つかり3度の手術を受けましたが、現在も被収容者の面会活動を続けています。（2025年9月1日名古屋市内 関連記事 P2～P10）

132号目次

- ✍ 名古屋労災職業病センター第1回総会記念講演録
移住外国人と共に生きる日本
講師：西山 誠子さん（名古屋入管被収容者面会活動「フレンズ」）P2～P10
- ✍ 西山誠子さんの新刊著作の紹介P10
- ✍ 一宮市千秋町の野ざらしアスベスト廃棄物の山に行政代執行P11～P12
- ✍ センターの活動P12

名古屋労災職業病センター第1回総会記念講演録

移住外国人と共に生きる日本

講師：西山 誠子さん（名古屋入管被収容者面会活動「フレンズ」）

はじめに

日本における非正規滞在者（オーバーステイ、政府は不法滞在者と言う）の歴史を話します。「外国人とともに生きる日本」というテーマで資料を作り、パワーポイントを作りました。この資料は私のオリジナルです。面会で彼らから聞いた話から、こういう歴史が日本にはあるのだということを知って作ったものです。

いつも最後に時間が無くなるので、今日は最初に結論を話しておきます。

非正規滞在者の日本における歴史は特徴的です。バブル期から考えるともう40年くらい経っており、その頃20歳で来た人たちは、もう60歳になっています。高齢化しています。そういう人たちには、未だにビザがない人がたくさんいるのです。しかし、もう日本の中に統合して、ビザを出して、日本社会の中で共に暮らす、このことが日本のこれからの取るべき道ではないかというのが、私が最後に申し上げたい結論なのです。

名古屋入管被収容者面会活動「フレンズ」というのが私の所属しているグループです。

名古屋入管というのは、正式には 法務省の中に出入国在留管理庁があり、その庁の下に全国に地方局が6か所あります。その名古屋にあるものが 名古屋出入国在留管理局です。略して通称名古屋入管と言っております。

被収容者というのは、名古屋入管内に収容されている人です。ビザがない人は普通にしていれば分かりません。きちんと働いているし、真面目に暮らしている人、家族を持っている人、子供を学校に行かせている人、そういう人たちがたくさんいます。しかし、ビザがないことが発覚すると収容されてしまうのです。その収容された人＝被収容者に面会して、そこでいろんなお話を聞いて、私が手助けすることがあればするという、そういう活動を続けてきました。

なぜそういうことをやっているのか、とよく聞かれます。特に最初の頃は「西山さん、あなたまで犯罪者になるよ」みたいなことを言われたりしました。本当に近くにいる人ほど、すごく心配してくれましたが、決してそういう犯罪行為では全くないのです。“閉じ込められた彼らをほっとくことができない”ということから始まりました。閉じ込められた人は一個人であり、そして閉じ込めているのは国家権力です。”個人対権力“という構図は、どうしてもその2者だけでは、個人に対して権力の人権侵害が起き易いです。第三者、特に日本人の一市民が監視人になって、その間に立って、中の人からこういう状況があるということを取り取る、そしてそれが理不尽なことであれば、入管当局に対峙して、「こういうことはやめてください」と言う。この監視に非常に大きな意味があると私は気が付きました。

日本を支える外国人労働者

皆さんもご存知のように、本当に日本はあちこちで外国人が働いています。左上は岐阜に多い縫製工場、下は水産加工業で、右上はトンネル工事、あるいはダム工事というようなあまり人目につかないところでも外国人が働いています。下は農園、ここも、もう今は本当に圧倒的に外国人労働者が多いです。

これは何かわかりますか。東日本大震災の時に起きた 福島第一原子力発電所です。ここで地震による





事故がありました。なぜこれを出しているかというと、ここの事故処理です。この事故処理になかなか人が集まらない。ロボットを使ってやっているなんて言っていました、でも限界があります。どうしても人手が欲しいというわけです。そして東電は日当6万円で、その当時、募集しました。それでもなかなか人が集まらない。そして、ブローカー、その下のブローカー、その下の

ブローカーという何層にもブローカーがいて、その末端は外国人たちのコミュニティに声をかけてきたのです。これは私が実際知っている話なのですが、知立のモスクに声がかかってきて、なんとそこへ来た時は日当6万円が3万円になっていたのです。1日3万円で働かないかというふうに勧誘に来たのです。当時は朝から晩まで汗水たらして現場の仕事をしても8000円くらいの時代でしたから、もうこれはものすごい魅力的ですね。私の友人はバングラディッシュの人ですが、彼の友達が行きたがったのです。でもみんなが「お前命危ないぞ、死んでしまうぞ」と言って、散々言ってですね、彼は行くのを諦めたそうです。全国的には、そういう外国人がたくさん行って働いたというのは事実だと思います。この間、検索したら、去年の12月の段階で18人外国人労働者が働いていると出てきました。

そして外国人労働者が多い都道府県はですね、東京が一番多い58万人、その次が愛知、そして大阪。この順位はずっと変わっておりません。常に愛知は全国で2位の外国人労働者が働いております。



レンコンを収穫するディン・クエンさんとドアン・ファンさん

これは中日新聞に載った小さな記事です。愛西市のレンコン農家です。こういうふうに水に浸かってやっている。日本人なんかやりたがらない。経営者の息子とかもいると思いますが、こういうことやりたがらないですね。やっぱりもう外国人に頼るしかない。今の日本は外国人労働者なしでは成り立たなくなっています。

外国人労働者の数は10年で2倍以上に増加しています。皆さんご存知かと思いますが、今や中小企業は、農村漁村林業の分野は“働き手”というよりも“後継者”を欲しているのです。バブルの頃30代、40代の経営者だった時はとにかく“働き手”が欲しいという状況でした。そしていわゆる技能実習生を雇って、使い捨てというふうに言われますけれども、短期（3年）で働かせて帰国させて、また新しい子を入れる。それでもよかったのですけれども、それから40年経っていますから、その頃の30代が70代ですよ。そうすると彼らは、もう3年や5年ほど働いて帰るのじゃなくて、ずっとここに根を下ろして後継者になってほしいと思うわけです。そういう外国人を欲しがっているのです。それに合わせたようにできたのが「特定技能」ビザというものです。永住者にもなれるように制度が出来ています。そういう経済界の要求があるのですね。

次に、ここからが日本独特の非正規滞在者の歴史になります。“いつから多くの外国人が日本に来るようになったのか”。これはバブル経済期からです。もう完全にバブル期からなのです。人手が足りない。それまで日本は農村に潜在的労働力があるということで、外国人に頼るなんていう発想はなかったけれども、バブル期には、もう農村からもどんどん働きに街に出てきましたが、みんな大都会に吸収されてしまった。3K（危険・きつい・汚い）の職場には日本人がいなくなった。空前の好景気で、人手さえあれば作れば作るほど売れる時代でした。24時間機械を動かしても、それでもまだまだ供給が追いつかないというような、そういう時代でした。

そこでブローカーたちが考えたのは、もう日本の農村にも人手はいない、じゃあ外国から連れてこようと考えた。これが発端なのです。「自国の10倍以上の賃金が出るよ」と言って回った。事実、当時は本当に10倍以上でした。特に発展途上国といいますか、中近東も含むアジア諸国に行って、ブローカーが働き手を連れてきたのです。バングラディッシュ、パキスタン、スリランカ、そこら辺りが始まりでした。それからずっと広がって今や世界中から来ています。アフリカからもたくさん来ています。また南米からは政府の「呼び寄せ政策」で大量に日系人が来ました。そのバブル期から来た人たち、バブル期以降来た外国人のことを「ニューカマーズ」と言ったりします。それに対してそれ以前にいた人たちを「オールドカマーズ」と言います。それでは以前にいた人は誰かということ、旧植民地時代の頃に、一旗揚げようとか、あるいは強制的に連れてこられたという植民地出身の人たちとその子孫です。

「ニューカマーズ」たちは、ブローカーに声をかけられて、日本に来た人たちです。この人たちは、先進国に憧れて、自分の将来を日本で生きていきたいというように熱望している人たちです、希望を持っている人たちです。あるいはよく聞くのが、弟を学校に行かせたい、あるいは母親が病気だから薬代を送りたいという動機です。とにかく期待をして、日本にやってくるわけです。

ところがビザがない、これが問題なのです。これが日本の非正規滞在の発祥なのです。当時は、“単純労働”と言いますが、特に技能がなくても働ける、そういう職場で働くための外国人のビザがなかったのです。当時以前にはそういう労働に外国人が来ることを想定していなかったわけです。

参考資料 在留資格一覧表



出入国在留管理庁
Immigration Services Agency of Japan

就労が認められる在留資格（活動制限あり）		身分・地位に基づく在留資格（活動制限なし）	
外交	外国政府の大使、公使等及びその家族	在留資格	該当例
公用	外国政府等の公務に従事する者及びその家族	永住者	永住許可を受けた者
教授	大学教授等	日本人の配偶者等	日本人の配偶者・実子・特別養子
芸術	作曲家、画家、作家等	永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者、我が国で出生し引き続き在留している実子
宗教	外国の宗教団体から派遣される宣教師等	定住者	日系3世、外国人配偶者の連れ子等
報道	外国の報道機関の記者、カメラマン等	就労の可否は指定される活動によるもの	
高度専門職	ポイント制による高度人材	在留資格	該当例
経営・管理	企業等の経営者、管理者等	特定活動	外交官等の家事使用人、ワーキングホリデー等
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等	就労が認められない在留資格（※）	
医療	医師、歯科医師、看護師等	文化活動	日本文化の研究者等
研究	政府関係機関や企業等の研究者等	短期滞在	観光客、会議参加者等
教育	高等学校、中学校等の語学教師等	留学	大学、専門学校、日本語学校等の学生
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者等、通訳、デザイナー、語学講師等	研修	研修生
企業内転勤	外国の事務所からの転勤者	家族滞在	就労資格等で在留する外国人の配偶者、子
介護	介護福祉士		
興行	俳優、歌手、プロスポーツ選手等		
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者等		
特定技能（注1）	特定産業分野（注2）の各業務従事者		
技能実習生	技能実習生		

（注1）平成31年4月1日から
（注2）介護、ビルクリーニング、素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関係産業、建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食物品製造業、外食業（平成30年12月25日閣議決定）

※ 資格外活動許可を受けた場合は、一定の範囲内で就労が認められる。

そんなふうになったのですけれども、何か有能な人、特別な能力を持っていて日本に利益をもたらす人、そういう“日本の役に立つ外国人”はどんどん受け入れる、それ以外の外国人は日本には来てほしくないと、そういう発想があったわけです。戦後も、それに基づいて入管法が作られましたから、日本に滞在を許可する外国人というのは非常に限定されているのです。職種がものすごく限定されています。弁当屋で弁当詰めをすとか、コンビニで働くとか、あるいは工場のベルトコンベアで働くとか、そういう労働に外国人が来るという発想がもともとなかったわけです。そこが問題なのです。

ビザがないからどうするか。そこで旅行ビザで入国しなさいと言って、旅行ビザで連れてくるのです。そして、そのまま働かせる。そうすると当然よく言われる「オーバーステイ（超

ここに滞在資格一覧表があります。バブルの頃はこの身分ビザはありませんでした。それから特定活動というのがありますから、バブルの頃はありませんでした。それから左の方にはいろいろ資格があるのですが、下の方に介護とか実習生とか特定技能とか出ていますね。これらはありませんでした。つまり、ビザの設定は、明治から外国人が日本にたくさん

過滞在・不法滞在)」になります。しかし、特にバブル期では、入管は違法状態を黙認しました。入管は、常時下請け工場の見回りをしていますが、やって来ても肩を叩いて「おっ、真面目に働けよ」と言って帰って行った。「それを何で今になって捕まえるんだ」と、2014～5年頃までは、そういうふうにする人がたくさんいました。

戦後の入管法は、いわゆる戦後世界の冷戦構造を反映していて、受け入れるのは優秀な外国人、そして、ちょっと騒動を起こしかねないような外国人はどんどん強制送還をする。それが簡単にできるような立て付けになっております。今現在も変わっておりません。

私がここで強調したいのは、結局、違法状態を黙認したことで裏の労働市場ができたということです。ビザのない外国人の足元を見て、経営者は劣悪な労働環境、低賃金で働かせる（不法就労助長罪になるが、黙認が多い）ということで、やはり表の労働市場までが足を引っ張られて、劣悪な状況のままになってしまうという非常に悪い結果が出ていると思います。このような外国人の給料はだいたい2ヶ月遅れで支給されています。それは足止めをするためではないかと考えられます。8月の給料は10月にもらえます。入管に捕まった人が、給料未払いがあるというのですが、大概2ヶ月から3ヶ月たまっています。そういう本当にひどい状況で働かされています。

バブル経済が始まって数年経って、労働不足を解決する政策を国としても作らなければならない、やっぱり単純労働する労働者はもう外国人に頼らなきゃいけないとなって、慌てて作った制度が2個あります。1989年、南米諸国の日系人、2世3世を受け入れる政策。それから1993年に技能実習制度を作りました。

ところが、問題なのは、これらの制度は、建前は日本に労働者として外国人を受け入れるのではなかったことです。安倍さんは「日本は移民政策を取らない」と言いましたが、あくまでも、労働者として外国人を受け入れるということはやらない。

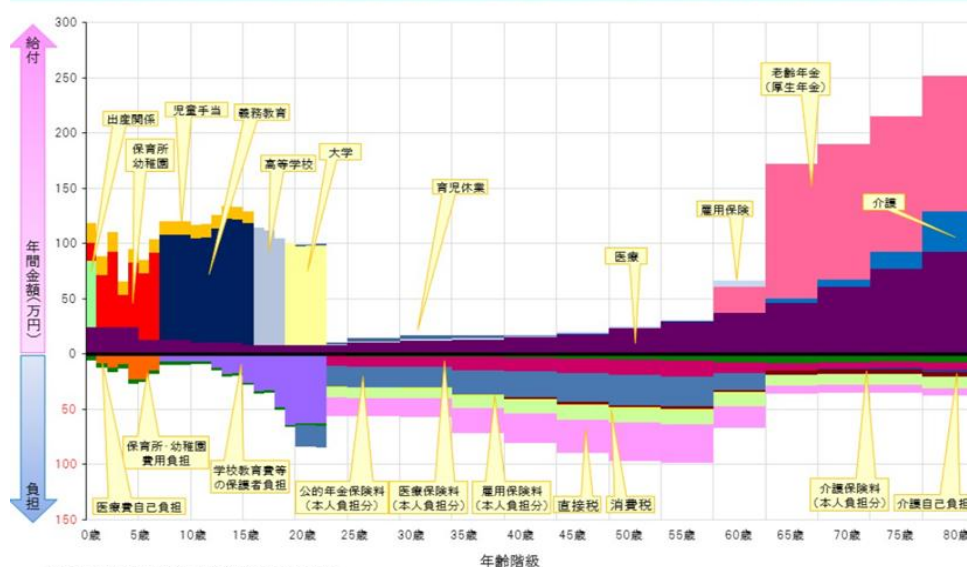
制度の建前を、南米諸国の日系人の受け入れ制度では、“先祖の墓参り”に来ても良いとしました。それから技能実習制度の場合は“国際貢献”であるとししました。日本で高度な進んだ技術を身につけて、3年あるいは今は5年働けますが、帰国して、自国の産業発展に貢献しなさいという趣旨です。労働者として受け入れるというものじゃないのです。こんな話があります。原発の事故が起きたときに、事後処理に技能実習生を連れてきて働かせようとしたのです。ところが、それはもう中止になりました。どこがチェックを入れたのかは知りませんが、技能実習生を日本の原発で働かせても、母国に帰って貢献することにはならないから制度の趣旨に反するというのでした。ベトナムとかインドネシアに帰ったって原子力発電所の技能は使えません。だから技能実習生を原発の事故処理に使うのはやめたということがありました。技能実習生は労働者としての受け入れではないということです。しかし、本音は便利な労働力の受け入れであったということです。

明治以来の日本ナショナリズム、排外主義、島国根性、また治安の悪化や日本人労働者の仕事を奪うことへの懸念が根強くある一方、急激に労働力が不足してきた、緊急に対応策がある、この二つの矛盾した国策をいかに解決するかが問題でした。そして、ついに2019年に特定技能というビザを作りました。現在、特定技能がものすごく広がっています。これは本当に大きな転換でして、“正面から外国人を労働者として受け入れる”こととししました。技能実習制度と趣旨が違いますが、どちらも労働人材を外国に求めたという位置づけは同じです。特定技能には1号、2号とありますが、2号になると更新ができて、永住ビザを得るチャンスもあると設定されています（後継者になる道筋を作った）。まだ2号になって永住ビザを取った人はいませんが、そのうち、そういう人が出ると思います。すでに家族を呼び寄せて子供を日本で育てている特定活動2号の人はいます。

特定技能制度と技能実習制度の共通の問題点としては、職場を極端に人手不足の業界に限

定していることです。どこでも好きなところで働いていいということではありません。職場変更は最近認められましたけれども、職種の変更はできません。これは人権侵害ではないかとも指摘されています。自由に職場を変えられないことから、劣悪な労働環境を強いられる温床になります。当然にも、そのことから失踪（逃亡）が起きます。この失踪の一例として、適正の問題があります。実例ですが、あるベトナム人の若者が、建設というジャンルで技能実習生として来日しました。ところが来てみて配置されたところは鳶職でした。彼は高所恐怖症でしたから、鳶はとても務まりません。けどしょうがないです。そこで働くことになりました。現場に出ますが、何しろちょっと登ったところで、そんな高く行かなくても頭がクラクラとして落ちるのです。彼は2回3回と落ちました。でも幸いあまり高いところからではないため、大した怪我もしなくて、寮でしばらく休んでいて、また現場に出るということをやっていました。しかし、彼は、とうとう3回目だか4回目の後、もうここでは命がもたないと思って、逃げ出しました。そして他のところで働いていましたが、ビザがないことが発覚して収容されました。もう一つ、劣悪な労働環境の一例としてお話ししたいのは、あるネパールの女性2人が畜産農家に来ました。技能実習生には寮の用意をしなければならないことになっています。彼女たちが与えられた寮というのは牛小屋でした。牛がいて、牛小屋のその一隅に、少し段を作ってそこに板を敷いて、そこに布団を敷いて寝る。これが寮でした。私は聞いて怖くなりましたけれども、寝ようと思って布団をめくると、そこにしょっちゅう蛇がとぐろをまいていていると言うのです。

ライフサイクルでみた社会保険及び保育・教育等サービスの給付と負担のイメージ



技能実習生の社会保険と税負担

左のグラフですが、真ん中部分、20代から60歳くらいまでは、上は低く下に高いです。つまり国に払っているお金が多くあり、国から支給されるお金はほとんどない。生まれてから成人するまでと高齢になると上が高くなっています。公的支給金がもらえるということです。その

次に、技能実習生の年齢別構成を見ますと20代が圧倒的に多いです。つまり技能実習生たちは日本に来て働いて年金を払う、所得税を払う、地方税を払う、いろんな支払いをする。しかし、帰国しますから、年金は手続きをすれば返ってきますが、でも最近は全額返さないとかいうようなことも聞きます。私も帰る人に年金を申請するように、いろいろ手伝ったことがあります。非常に支払いが渋くなってきております。こういう状況から見て、まさしく“使い捨て”という言葉が出てくるわけです。

厳しい外国人監視

政府はバブルが弾けた後、2003年に「不法滞在者半減政策」を発表しました。30万人いた非正規滞在者が、見事に2008年には15万人になりました。その完璧な達成度を怖く感じます。強制送還の強行と日本人と結婚した人にはビザを与えるという両面作戦で、

とにかくビザなしの人を減らすということをやったわけです。

オーバーステイが発覚すると全件収容主義で入管施設に収容しました。皆さんは、ビザを持たないで住むのは、それは悪いことだろうというふうに思うと思いますが、本当に外国人が日本に住むということは大変なのです。“ビザがあったがビザを失うこと”が、簡単に起きるのです。真面目に暮らしていればいいかというと、そうばかりではありません。結婚して配偶者ビザをもらっていたが、長期の別居（単身赴任は除く）や離婚すると配偶者ビザはなくなります。よくフィリピン女性が日本人の夫からDVを受ける人が多いと聞きますが、なかなか簡単に離婚できないという事情もあるのです。女性は別れてしまうと、もうビザがなくなってしまう、国に帰らなきゃいけない、こういうことで暴力にも我慢してしまうというようなことが起きるわけです。また仕事を失って、ビザの更新時にちょうど納税証明書が出せない、あるいは、自分で生活するだけの収入が得られていないという状況ではビザの更新ができません。ビザを出せば、生活保護を申請するのじゃないかというふうに思われて、もう国に帰るなさいとなるわけです。あるいは難民認定申請をしたが、それが不認定になった時も、もう帰るなさいとなる。外国人が日本に安心して住むということは難しいです。

もともとビザなしで入国した人たちがいる。これは不法入国とか不法滞在というふうに国は言います。不法入国というのは偽造パスポートで入国し滞在していたということです。それから越境入国というと密入国ということです。密入国というと、いかにもおどろおどろしい気配がしますが、それほどのもんじゃないです。聞いてみると、乗り換えで飛行機から空港に出た時、ウロウロウロと周りを見て、人がいないところに行って、フェンスを乗り越えたところ、そこは日本だったというのです。空港では日本領土の境はフェンスでしかないということでしょう。いいことではもちろんありません。また、日本のどこに来たのというふうに私が聞きますと、まあ大体成田かな、関空かなと思うじゃないですか。ところが、富山県に来たとか島根県に来たという人がいるのです。私は、最近はまだ驚きませんが、最初に聞いたときはびっくりしました。それは朝鮮半島からボートに乗って、海遊びといった様子で沖に出て、そして監視船がいらないのを見計らって、日本の海域に入ってきて、富山県の海辺に上陸したとか、そういう話でした。

非正規滞在者はゼロにはならないです、絶対に。ですから、きちっとした非正規滞在者政策というものを考えなきゃいけないのです。しかし、つい最近、5月23日に「不法滞在者ゼロ作戦」というのを政府が発表しました。今後5年の間に強制送還を2倍に増やすと言っております。政府はそういう対策をしますが、そういう“追い返しばかり”という方針は、私としては納得いかないと思うわけです。

帰国を望まない外国人

とにかく収容されますと部屋に閉じ込められて、外に出られない。小窓は開かないすりガラスです。そして屋上に出れば太陽の光を浴びることはできるけれども、1日に1時間とか限定されており、なにより、周りも上部も全部ネットが張ってあります。もう鳥小屋に入ったみたいです。私は1回行ったことがありますけど、もうダメでした。完全に精神やられちゃいます。屋上でさえそうですから、もう狭い部屋の中というのは本当に精神やられちゃいます。

しかし、そういうところに閉じ込められても、決して帰国をしないという人たちがいるのです。彼らにはそれぞれに帰らない理由があるわけです。もう何十年も日本で暮らしてきて、もう国に帰るということは考えられない。これがまあ普通の人間の思考だと思います。第三者は簡単に「なんで？」と思うかもしれませんが、もう祖国には生活基盤がないですから。歳を取ってきた彼らには、望郷の念はあるが、国に帰るという決断がなかなかつかないよう

です。

また、日本で家庭を持っている人たちも多くいます。日本生まれの子供がいる、その子まで連れて帰るわけにいかないと考えるのです。幼児ならともかく、日本語しか話せない子供にとっては人生を潰してしまうと考えます。ここは一つ自分が頑張って、何としても子供のために日本にいたいと思うのです。あるいは難民認定申請者です。国に帰ると命が危ないというような人たち。そういう人たちは、いくら入管が待遇を悪くして、帰る気にさせようと思っても、決して帰ると言いません。入管収容は刑務所と違って、無期限なのです。終わりがありません。刑務所から来た人たちが「刑務所よりも、もっとひどい」と言います。「刑務所では、日にちを数えて、出る日が楽しみだったが、入管はそれがないから、もっときつい」と言うのです。

そしてまた密室ですから、人権侵害が起こりやすいということがあります。そこで私たちの面会活動の意義があると思うわけです。

監理措置制度

監理措置制度は、以前に仮放免制度がありましたが、それに代わって制定されました。監理人という身元引き受け人がいれば、収容を解いて出所できます。こういう制度も一応あります。みんなこれで出て、もう一度日本社会に戻りたいというふうに願うわけなんです。しかし、ああ良かったねというほど簡単ではありません。あくまでも身分は“日本に住んではいけない人”（退去強制令を受けている人）ですから、入管から外に出されても就労が禁止されています。しかも住民登録はできません。市役所的にはいない人、透明人間なのです。住民票がないから国民健康保険にも入れない、携帯電話も自分で契約できない、アパートも借りれない、県外に行くにも旅行許可書をもらわないと出られない、もう何もかも制限されている、そういう生活が待っているわけなのです。円安で日本の魅力が減って、最近は帰国を選ぶ人も多くなりましたが、監理措置で出所する人もたくさんいます。

監理措置制度が成立する前には、大きな反対運動が起きました。国会前で座り込むというようなこともありました。しかし、監理措置制度が実施されてみると、今、本当に入管では2ヶ月ぐらいでみんな出所しています。信じない人も多いのですが、本当です。以前の仮放免制度では出所には時間がかかりました。仮放免許可が4回ぐらい申請書をださないとOKが出ない。そうするといつの間にか、1年近くも時間が経っていると言った状況でした。ほぼ全員が心身を病んでいきます。今は監理措置で一発OKです。収容されてから1ヶ月～2ヶ月でみんな出ていきます。中の雰囲気は至極明るくなりました。

しかし出てからは 仮放免の時と同じです。行動がひどく制限されています。人は働かなきゃ生きていけないわけですから、就労禁止を条件に付けるというのは、「お前死ねっ」と言っているのと同じです。面会して「何して、またここに来たの」と言うと、「コンビニでおにぎり盗んじった」というのです。本当に胸が詰まる話です。

私は3年ほど前に、「非正規滞在者の正規化への提言」というものを作りました。パンフレットもあります。「人間として生きる彼らの尊厳を守る」、真面目に働いている、結婚している、子供がいる、町内の一員になって町内活動に参加している、こういう人たち、また、シングルであるが、日本にずっと長く生活していて町内で人望がある、これからも日本に住みたいという人達に、“日本で一緒に暮らそうよ”と言える社会を作りたい、そういう社会になってほしいと思って作りました。最初は私一人で提言書を作ったのですが、それから、仲間ができて、一緒にリニューアル版を作りました。それがお手元にある冊子です。国会議員とか 弁護士さんたちとか、大学とか、もう チャンスがあると配りまくっています。

非正規で滞在することは、確かに法律違反です。刑法ではなく行政法違反です。ですから、

彼らを犯人と呼ぶのは適切ではありません。

では、どうやって正規化するのかという問題があります。法律家の人たちにはやっぱりその法的根拠が欲しいわけです。これは当然でしょう。「法律で決まっているから、違反は違反だ、法律は守らなきゃ」という声をよく聞きます。しかし法律に則ると人権侵害が起きる、というような法律なら、これはやっぱりその法律を変えなきゃいけないと思います。私は海外の研究者の本も読みました。刑法には「時効」というものがありますが、入管法には「時効」というものがないのです。入管法にも「時効」というこの考え方をういて、滞在歴10年前後の条件をつけて、日本で犯罪もなく真面目に働いていた人には、もうビザをあげて日本社会で安心して暮らせるようにしてあげるべきだ、というふうに考えるわけです。

“これからの日本は外国人とともに生きていく”

これは避けられない現実です。日本の少子高齢化というのはすごい勢いで進んでいます。多文化共生・異文化を楽しむと書きました。例を挙げますと、いろんな外国人と付き合っていて、私も面食らうことが多々ありますが、私が親しくしているバンクラディッシュの家族の奥さんに「一体あなたたちはなぜ豚肉食べないの」と聞きました。なんて答えたと思いますか？彼女はしばらく黙っていて、「西山さん、犬のうんち食べますか？」と聞いてきました。彼女にとっては、豚肉というのは、それくらい汚いものなんですかね～。イスラムの人と付き合っていて解ったことは、あの人たちは、現世というよりも死んでからの世界、死んでから神様に叱られて地獄に落ちることを一番恐れているのです。現世よりもその死んでからの自分のありようというのですか、それをものすごく真剣に考えている人たちだと思います。神様に認められて、天国に行きたいと。だから、今の世を、神様の言う通りに、コーランに書いてある通りに生活することに熱心なようです。思うに、私には豚肉は汚いと言うことを理解することは到底できません。でも、彼らがそう思っていることを知ることはできました。その考えを尊重しようと思います。異文化を理解しようとか思っちゃダメです。しかし、こういう考え方もあるんだと認めることはできます。異文化を楽しんで一緒に暮らす。これが「多文化共生」の極意だと思います。

外国人は隣人であり、そして嫁であるかもしれない、婿であるかもしれない。また若い人には恋人であるかもしれません。本当にそういう時代なのです。そして一緒に暮らそうよと言える、そういう日本人であってほしいと思います。

最後に、一つだけエピソードを話させてください。これは非常に現実的な問題なのです。

私の知り合いに63歳のイランのおじいちゃんがあります。バブル期に日本に来たから、もう日本滞在は長いです。日本語はペラペラです。彼は収容されたのですが仮放免になり、それから14年が経ちました。つまり仕事をしてはいけないという状態、住民票もない状態、保険証もない、そういう状態を14年しているシングルです。本当は働いてはいけないのですが、やっぱり働いていますね。そしてまたそういう人を働かせる場所があるのです。ブローカーがいます。人足集め人です。彼らとは携帯電話一本で繋がっています。だから賃金の未払いがあっても、携帯に電話して出なかったら、もう追求のしようもないのです。名前をフルネームで知っている人はいません。コンドウさんとかシンスケさんとか、それだけでは賃金の取戻しはできません。

その63歳のおじいちゃんはずっと現場の仕事をしていましたが、60歳過ぎるくらいから体にガタがきて十分に働くことができなくなりました。そうすると仕事の声もかからなくなって、どうにも頭数が揃わない時だけ、連絡が来るようです。携帯電話がないから夜11時ごろ、アパートの窓ガラスをトントンと叩くのだそうです。彼には、私は草むしりと言って（狭い庭ですから、自分でできるのですが）、時々頼んで来てもらっています。今年の3月

ごろでしたか、朝7時半にピンポンと鳴りました。外に彼が立っていました。「どうしたの?」、「近くにきたけど、現場の仕事だよ、コンクリートブロックを運ぶと聞いたが、14cm（ブロックの幅）とは知らなかった。私は11cmだったら運べるけど14cmはできない（重さが相当違うらしい）。それをやると次の日から3日くらいは寝込んでしまう。前そうだった。11cmかと確認したのに14cmだった。だから私、もう逃げてきたよ」と言いました。ちょうど現場は家からそう遠くないところでした。電気代はいつも溜まっています。3ヶ月溜めると止まるので、2ヶ月は常に溜めています。ガスはもうとっくに止まっていますから、風呂は沸かせないし、卓上コンロでちょっと料理をしている。水道はかろうじて止まっています。そういう生活をしています。この先どうなるのかと私は思うのですが、決して国に帰ろうとはしないのです。彼は、「私にビザくれたら、病院の掃除とかそういう仕事ができるのに、私まだ働けるよ」と度々言います。

バブル経済の救世主として遠いアジアからやってきた人たち、その中でもシングルで生きてきた彼らは、使い捨てにされて、いまだにビザがなく究極の貧困の中で暮らす高齢者になっています。彼らに簡単に「帰国したら」とは言えません、言うべきではない。彼らの老後は日本が責任を持たなければならないと思うのです。

以上です。ありがとうございました。

西山誠子さんプロフィール

1944年11月広島県呉市生まれ。名古屋市緑区在住。国立奈良女子大学文学部卒業。専業主婦だったが小さな塾を開いていた。2010年5月から、名古屋入管被収容者面会活動「フレンズ」（任意団体）を始める。コロナ以前は週2回、コロナ以後は週1回面会に入管を訪問。2022年1月「非正規滞在者を正規化する提言」を発表。2023年2月「正規化を考える会」を発足させた。

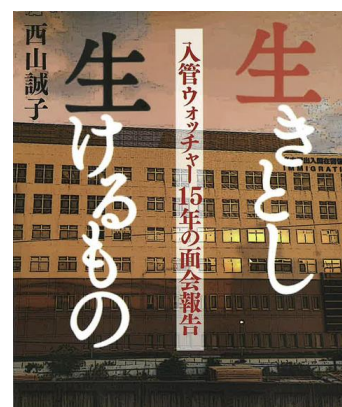
西山誠子さんの新刊著作の紹介

今年7月、西山誠子さんの著作「生きとし生けるもの 入管ウォッチャー15年の面会報告」が風媒社から刊行されました。15年前に名古屋入管での面会活動を始めたきっかけやご自身のおいたち、今日までの活動の中で出会った非正規滞在を続ける人々との交流や都度、経験したり考えたりしたことが綴られているパートの他、非正規滞在者についての正規化の提言や面会活動を行うたびに書き留めてきた面会記録の一部も収録されています。希代の入管ウォッチャー、人権監視人の著作です。ぜひ、インターネット通販などでお買い求めください。

発行：風媒社

本体価格：¥1,800（税別）

サイズ：46判 並製 294ページ



（事務局 成田 博厚）

一宮市千秋町の野ざらしアスベスト廃棄物の山に行政代執行

名古屋市港区の産業廃棄物収集運搬業者サーラインが、一宮市千秋町にある同社の廃棄物保管収集場所である「一宮センター」で、粉じんを飛散させない対策を取らずアスベストを含む建築廃材を野ざらしにしている問題で、一宮市は7月15日から16日にかけて、4つの廃棄物の山にブルーシートをかける行政代執行を行いました。一宮センターには、建物を解体する際などに出たアスベストを含む廃棄物計270トン超が野ざらしにされ、出入り口に近い一番大きな山の高さは、2階建て住宅の屋根付近まで達しています。一宮市は、4月14日付けでサーラインに飛散防止措置命令を出しましたが、履行期限の5月14日までに措置改善が見られず行政代執行に踏み切る決定をしました。中日新聞は、5月30日の朝刊に中野正康市長の「管理は事業者の責任だが、住民の健康を最優先に行政代執行を決めた」というコメントを掲載しました。一宮市は、同社の天白正行社長を廃棄物処理法違反の疑いで6月2日付けで一宮警察署へ刑事告発を行った他、7月23日には、同社に対して産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業の許可の取消しの行政処分を行っています。



一宮センターで行政代執行が行われた15日の夕方、筆者は現場を訪れました。前日から熊本市に出張をしており、午後遅い時間に名古屋空港に到着したあと、バスと名鉄を乗り継ぎ一宮市の現場に向かいました。午後6時近くに到着しましたがまだ日は十分あり写真撮影をすることが出来ました。今回の行政代執行を一宮市から請負った一宮中部衛生（株）の作業員や発注者の一宮市環境部廃棄物対策課の職員の姿はすでにありませんでした。

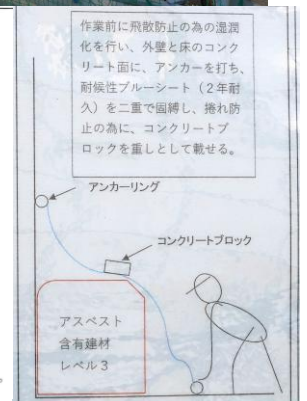
一宮センターの出入り口には、「石綿の処理作業をおこなっています」と大きく書かれた看板が1枚と建設業の許可票、労災保険関係成立票とともに石綿解体等作業計画書を掲示した看板が立てられていました。看板に掲示された工程表を見ると、ブルーシートによるアスベスト囲い込み作業や清掃片付が15日から16日にかけて行われることが分かりました。4つのアスベスト廃棄物を含む山のうち、3つにブルーシートがかけられ1つの山は残っていたので、16日に作業が行われるものと考えました。施工場所平面図と共に簡単なイラストが添えられた施工方法も掲示されていました。施工方法について掲示された説明文には、「作業前に飛散防止の為に湿潤化を行い、外壁と床のコンクリート面にアンカーを打ち、耐候性ブルーシート（2年耐久）を二重に固縛し、捲れ防止の為に、コンクリートブロックを重しとして載せる。」と記載され、今回の行政代執行の工事が一時的にアスベスト飛散を防ぐ目的で行われたことが分かりました。出入口からカメラの望遠レンズを使用して目視して気になった点は、ブルーシートが地面に接する部分ではアスベスト含有建材がシートの外にはみ出していたことでした。



5 施工場所平面図



※掲示場所は、施設出入口の右手側
出入口は、施工中外部の人間が入らないよう監視する。



外壁と床のコンクリート面にアンカーを打ち、耐候性ブルーシート（2年耐久）を二重に固縛し、捲れ防止の為に、コンクリートブロックを重しとして載せる。」と記載され、今回の行政代執行の工事が一時的にアスベスト飛散を防ぐ目的で行われたことが分かりました。出入口からカメラの望遠レンズを使用して目視して気になった点は、ブルーシートが地面に接する部分ではアスベスト含有建材がシートの外にはみ出していたことでした。

筆者が一宮センターを訪れた翌日の16日の中日新聞朝刊には、15日に行われた代執行の様子についての記事が掲載され、「午前9時半から、防護服姿の作業員らが廃棄物の山に散

水し、高所作業車を使ってブルーシートをかぶせてボルトなどで固定した」という作業であったことが報道されていました。前述の施工業者の施工方法についての説明文に、作業前に飛散防止の為に湿潤化を行うとあったのは、廃棄物の山に散水することですが、この方法についてジャーナリストの井部正之さんが6月24日にウェブ上に発表したご自身のレポートで一宮市を批判しています（愛知県一宮市が放置アスベストめぐり代執行計画も“違法”すれすれ安全どこに？：<https://www.asiapress.org/apn/2025/06/japan/asbestos-185/>）。井部さんは、大気汚染防止法（大防法）や労働安全衛生法（安衛法）、石綿障害予防規則（石綿則）では作業時の湿潤化に使うのは水でもよいことになっている。大防法では法令上は「薬液等」とされ、施行通知やマニュアルで水も含むことが記載されているものの、一義的には飛散抑制剤の使用が想定されている。そもそも現場には破砕された建材が大量に野積みされ、現状でも石綿飛散のおそれがあるとして市が措置命令を出したのであれば作業時の飛散防止は万全でなくてはならないはずで粘着性のある薬液で石綿の飛散を抑制する「飛散抑制剤」を使用しないのはいかなるものかと疑義を自身のレポートで唱えています。同レポートで井部さんはあわせて、行政代執行時に周辺の石綿飛散が起きていないかを確認する空気環境測定も実施しないということについても疑義を唱えています。尚、今回の代執行でブルーシートをアスベスト廃棄物の山にかける際に高所作業車を利用したのは、作業員が山を踏みつけて粉じんが飛散しないための措置であることを関係者より筆者は事前に聞いていました。一宮市は、今回の代執行の費用99万円の納付命令をサーラインに出すということです。

昨年、一宮市は一宮センターへの廃棄物排出業者に要請をして、半数程が委託量と同量の撤去を行いましたが、一宮市の担当者や地元の関係者は、廃棄物の山の大きさはほとんど変わらなかったと言います。ある関係者は、「マニフェストのない廃棄物が大量に持ち込まれた可能性がある」と筆者に話してくれました。これが事実であるとしたら、サーラインは相当に悪質な会社であるということが出来ます。一宮市の行政代執行により、ブルーシートによるアスベスト飛散防止措置はとられたものの、サーラインは事実上廃業状態で、一宮センター内に山積みされたアスベスト含有廃棄物が撤去される目処は立っていません。

（事務局 成田 博厚）



センターの活動

2025 年 7 月			2025 年 8 月		
	5 日	東海在日外国人支援ネットワーク総会		5 日	全国センターメンタルヘルスハラスメント対策局例会
	19 日	アスベスト疾患患者と家族の声をつなぐ名古屋集会		8 日	理事会

【会費・カンパ振込先】

郵便振替 口座番号 00800-7-219145

加入者 一般社団法人名古屋労災職業病センター

発行 一般社団法人名古屋労災職業病センター

発行者：森 亮太

名古屋市昭和区山手通 5-33-1 杉浦医院 4 階

Tel./Fax.052-837-7420

e-mail: narita@nagoya-rosai.or.jp

<https://nagoya-rosai.or.jp/>